液化ガス（超低温容器、低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に充填するものを除く。）	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	液化臭化水素	A	六・七	［略］	［略］	［略］
		B	七・六	［略］	［略］	［略］
	FC四類容器に充填するガス	A	六・〇	［略］	［略］	［略］
	液化硫化水素	A	五・二	［略］	［略］	［略］
		B	六・四	［略］	［略］	［略］
	［略］			［略］	［略］	［略］
備考	［略］					

二十七～三十四　［略］

（刻印等の方式）

第八条　法第四十五条第一項の規定により、刻印をしようとする者は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。

一・二　［略］

三　充填すべき高圧ガスの種類（ＰＧ容器にあつてはＰＧ、ＳＧ容器にあつてはＳＧ、ＦＣ一類容器にあつてはＦＣ１、ＦＣ二類容器にあつてはＦＣ２、ＦＣ三類容器にあつてはＦＣ３、ＦＣ四類容器にあつてはＦＣ４、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつてはＣＮＧ、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつてはＣＨＧ、液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつてはＬＮＧ、その他の容器にあつては高圧ガスの名称、略称又は分子式）

液化ガス（超低温容器、低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に充填するものを除く。）	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	液化臭化水素	A	六・七	［略］	［略］	［略］
		B	七・六	［略］	［略］	［略］
	［新設］	［新設］	［新設］	［略］	［略］	［略］
	液化硫化水素	A	五・二	［略］	［略］	［略］
		B	六・四	［略］	［略］	［略］
	［略］			［略］	［略］	［略］
備考	［略］					

二十七～三十四　［略］

（刻印等の方式）

第八条　法第四十五条第一項の規定により、刻印をしようとする者は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。

一・二　［略］

三　充填すべき高圧ガスの種類（ＰＧ容器にあつてはＰＧ、ＳＧ容器にあつてはＳＧ、ＦＣ一類容器にあつてはＦＣ１、ＦＣ二類容器にあつてはＦＣ２、ＦＣ三類容器にあつてはＦＣ３、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつてはＣＮＧ、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつてはＣＨＧ、液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつてはＬＮＧ、その他の容器にあつては高圧ガスの名称、略称又は分子式）

三の二　医療用酸素用一般複合容器にあつては、前号に掲げる事項に続けて、その旨の表示（記号　ＭＥＤ）

四　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、第三号に掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合にあつてはその旨の表示（記号　Ｒ）

イ～ハ　［略］

四の二～十五　［略］

2　［略］

3　法第四十五条第二項の規定により、標章を掲示しようとする者は、次の各号に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める方式に従つて行わなければならない。

一～二　［略］

三　前項第四号に掲げる容器　票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式とする。ただし、最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器その他の当該方式が困難な容器にあつては、次に掲げる事項をアルミニウム箔にその順序で明瞭に、かつ、消えないように打刻又は印字したもの（ただし、第一項第一号に掲げる事項は打刻に限る。）を、容器胴部の外面に取れないように貼付することをもつてこれに代えることができる。

イ～ハ　［略］

ニ　医療用酸素用一般複合容器にあつては、その旨の表示（記号　ＭＥＤ）

ホ～ル　［略］

三の二～七　［略］

4　［略］

（容器再検査の期間）

第二十四条　法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間は、容器再検査を受けたことのないものについては刻印等に

［新設］

四　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、前号に掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合にあつてはその旨の表示（記号　Ｒ）

イ～ハ　［略］

四の二～十五　［略］

2　［略］

3　法第四十五条第二項の規定により、標章を掲示しようとする者は、次の各号に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める方式に従つて行わなければならない。

一～二　［略］

三　前項第四号に掲げる容器　票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式とする。ただし、最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器その他の当該方式が困難な容器にあつては、次に掲げる事項をアルミニウム箔にその順序で明瞭に、かつ、消えないように打刻又は印字したもの（ただし、第一項第一号に掲げる事項は打刻に限る。）を、容器胴部の外面に取れないように貼付することをもつてこれに代えることができる。

イ～ハ　［略］

［新設］

ニ～ヌ　［略］

三の二～七　［略］

4　［略］

（容器再検査の期間）

第二十四条　法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間は、容器再検査を受けたことのないものについては刻印等に